

# 令和2年度決算に基づく西脇市の財政健全化指標

平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が公布され、地方公共団体は、毎年度、健全化判断比率を監査委員の審査に付した上で、議会に報告するとともに、住民に対し、公表することが義務付けられました。

地方公共団体は、健全化判断比率により、「健全段階」「早期健全化段階」「財政再生段階」の3段階に区分されます。

西脇市は、いずれの指標も「健全段階」となっています。

## 1 財政健全化比率

### 実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率です。

実質赤字比率	= { 繰上充用額 + ( 支払繰延額 + 事業繰越額 ) } ÷ 標準財政規模
繰上充用額	歳入不足のため、翌年度歳入を繰り上げて充用した額
支払繰延額	実質上歳入不足のため、支払を翌年度に繰り延べた額
事業繰越額	実質上歳入不足のため、事業を繰り越した額

指標名	早期健全化基準		財政再生基準
	国の基準範囲	西脇市に適用される基準	
実質赤字比率	11.25～15.00%	13.07%	20.00%

令和2年度決算に基づく西脇市の実質赤字比率	- (△1.43%)
-----------------------	------------

※「-」は、黒字の場合表示。( )は参考数値。

### 連結実質赤字比率

公営企業会計を含む全会計を

対象とした実質赤字（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率です。

連結実質赤字比率	= { (C + D) - (A + B) } ÷ 標準財政規模
A	一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用・同法非適用）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額

B	公営企業の特別会計のうち、資金の不足額が生じた会計の資金の不足額の合計額
C	一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
D	公営企業の特別会計のうち、資金の剩余額を生じた会計の資金の剩余額の合計額

指標名	早期健全化基準		財政再生基準
	国の基準範囲	西脇市に適用される基準	
連結実質赤字比率	16.25～20.00%	18.07%	30.00%

令和2年度決算に基づく西脇市の連結実質赤字比率	－（△27.48%）
-------------------------	------------

※「－」は、黒字の場合表示。（　）は参考数値。

## 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率です。この比率が18%を超えると起債の協議制が許可制に変更となります。

実質公債費比率	= [ { (元利償還金+準元利償還金) - (特定財源+元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額) } ÷ (標準財政規模-元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額) ] の3箇年平均
準元利償還金	① 満期一括償還地方債について償還期間を30年とする元金均等年賦償還をした場合の1年あたり元金償還金相当額
	② 普通会計から普通会計以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還に充てたと認められるもの
	③ 一部事務組合等への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
	④ 債務負担行為に基づく支出のうち、公債費に準ずるもの
	⑤ 一時借入金の利子
特定財源	国や都道府県等からの利子補給、貸付金の財源として発行した地方債に係る貸付金の元利償還金、公営住宅使用料、都市計画事業の財源として発行された地方債償還額に充当した都市計画税等

指標名	早期健全化基準		財政再生基準
	国の基準範囲	西脇市に適用される基準	
実質公債費比率	25.0%	25.0%	35.0%

令和2年度決算に基づく西脇市の実質公債費比率	8.5%
------------------------	------

## 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率です。  
一般会計等が背負っている借金が標準的な年間収入の何年分かがわかります。

将来負担比率	= { 将来負担額 - (充当可能基金 + 充当可能特定歳入 + 基準財政需要額算入見込額) } ÷ (標準財政規模 - 基準財政需要額算入公債費等額)
将来負担額	<p>① 一般会計等の地方債現在高</p> <p>② 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費等に係るもの）</p> <p>③ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計からの繰入見込額</p> <p>④ 西脇市が加入する一部事務組合等の地方債の元金償還に充てる西脇市からの負担等の見込額</p> <p>⑤ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額</p> <p>⑥ 西脇市が設立した一定の法人の負債の額、その法人のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額</p> <p>⑦ 連結実質赤字額</p> <p>⑧ 一部事務組合等の連結実質赤字額のうち、一般会計等の負担見込み額</p>

指標名	早期健全化基準		財政再生基準
	国の基準範囲	西脇市に適用される基準	
将来負担比率	350.0%	350.0%	—

令和2年度決算に基づく西脇市の将来負担比率	20.9%
-----------------------	-------

## 資金不足比率

公営企業の資金不足額の事業規模に対する比率です。

資金不足比率	= 資金不足額 ÷ 事業規模
資金不足額	一般会計等の実質赤字に相当する概念であり、公営企業ごとに算出される額
事業規模	料金収入など主たる営業活動から生じる収益に相当する額

指標名	早期健全化基準		財政再生基準
	国の基準範囲	西脇市に適用される基準	
資金不足比率	20.00%	20.00%	—

令和2年度決算に基づく 西脇市の資金不足比率	水道事業会計	—
	下水道事業会計	—
	病院事業会計	—
	太陽光発電事業特別会計	—

※「—」は、資金不足額なし（剩余）の場合表示。